

専修学校における遠隔授業・ 通信制の柔軟化について

令和8年 10月2日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

専修学校におけるサテライト施設や遠隔授業等の在り方について

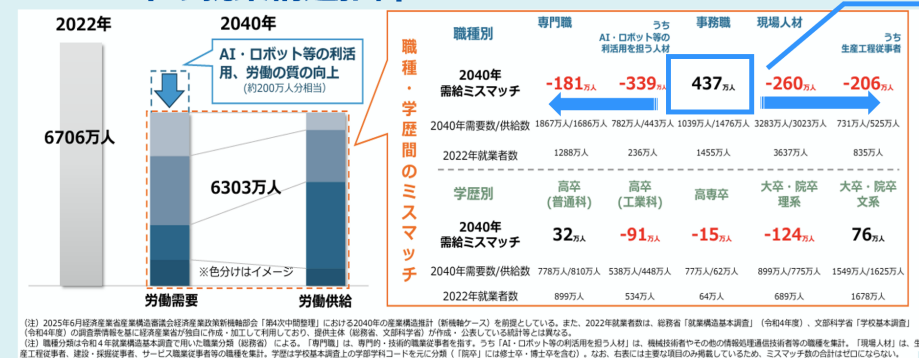
現状

人口減少やAIの進展、産業構造の変化に伴う人材需要の大きな変化が見込まれる中、地域で必要な専門人材の確保は重要である。

働きながら学びたい人など、多様な背景を持ちながらも場所や時間にとらわれない柔軟な学習環境の整備が求められており、各省庁が所管する指定養成施設等においてもサテライト施設や遠隔授業等に対するニーズが高まっている。

図16 社会人が学校で学び直しやすくなるための必要な取組

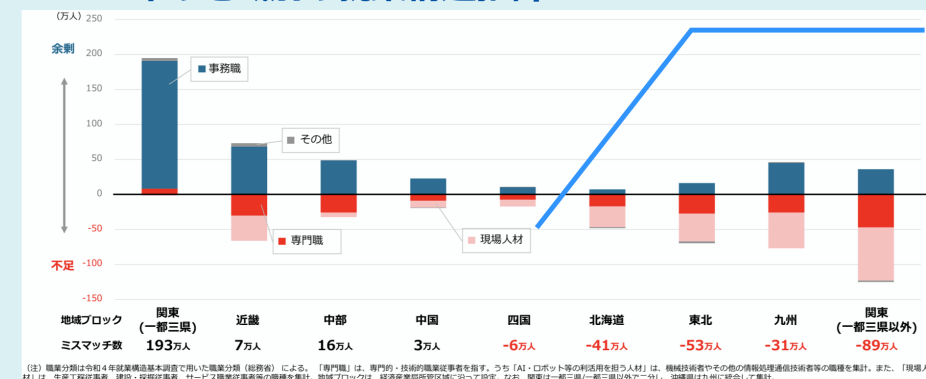
2040年の就業構造推計



ジョブチェンジによる余剰人材の職種転換が必要

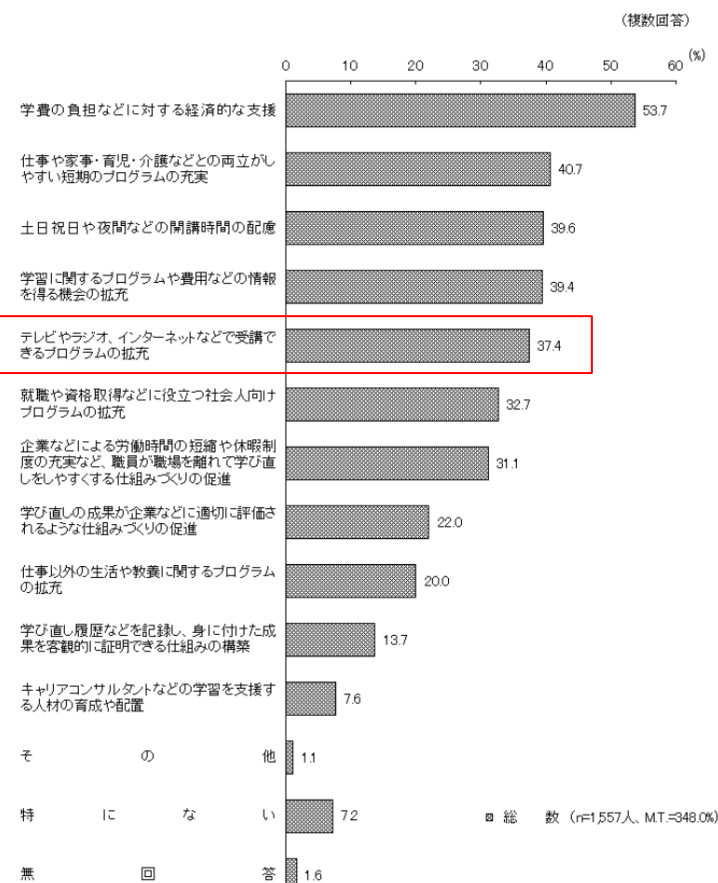
アップスキリング中心の短期プログラムだけではカバーしきれない、職業の転換に必要な学習や、資格取得に直結する学習の提供により余剰人材の横移動を促進

2040年の地域別の就業構造推計



地方において生活維持を支える現場人材は大きく不足

成長によって生み出された果実を現場に定着させるために、地域において必要な人材を地域の中で安定的に供給し、人材不足が成長の足かせになることを防ぐ必要がある。





論 点

- 専修学校制度においては、その実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関としての役割等も踏まえ、例えば通信制の学科において一定の時間数以上の対面授業を必須にするなど、対面での授業を重要視してきた。しかし、現在の専修学校を取り巻く環境は、近年の通信環境やICTの進展を背景として、様々な分野で遠隔授業が実施可能となり、教育内容や授業方法によっては、遠隔授業でも対面授業に相当する教育効果が期待できるようになっている。このため、対面授業と遠隔授業のそれぞれの特性を踏まえ、通信制を含めた専修学校における授業の在り方を検討する必要がある。
- また、各国家資格に係る指定養成施設の基準の中には、最低限必要と想定される対面による授業時間などが専修学校設置基準と異なる基準で設定されていることもあり、制度間の整合性を踏まえながら、柔軟なカリキュラム編成を可能とする方策の検討が必要となっている。
- 上記に加え、大学等の他学校種における通信教育の実施状況などを踏まえると、地理的要因その他の事情により日常的な通学が困難な者に対する教育機会の確保の観点から、特に以下の点について検討する必要がある。

【検討事項】

- 専修学校におけるサテライト施設に関する在り方について。
- 専修学校の通信制課程における対面授業の在り方について。

専修学校における遠隔授業の取扱い

■ 授業の方法について

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（授業の方法）

第十三条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 専修学校の高等課程又は一般課程にあつては、前項の授業の方法による授業科目の履修は、**専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。**

3 専修学校の専門課程にあつては、第一項の授業の方法により修得する単位数は、**専修学校の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。**

遠隔授業を行う場合の留意点

遠隔授業を行う場合であっても、生徒数または課程に応じ、授業の履修に必要な教室（講義室、演習室、実習室）の設置や教員の配置などの要件を満たす必要がある。

（専修学校設置基準第46条、第51条より）

多様なメディアとは

ZOOM、Webexのような同時双方向性のメディアから、DVD等録画されたものの配信（オンデマンド）まで可能。

注意！

オンデマンド型で授業をする場合においては、

- ①設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導
- ②生徒の意見の交換の機会

上記2つを授業中に行うことは難しいと考えられるため、対面授業に相当する教育効果を担保するため、**授業の終了後すみやかに①②の実施を求めることが必要**である。

教室等以外の場所とは

スタジオ、研究室、会議室、自宅等が含まれる。

→この際に教員も自宅から配信可（つまり目の前に生徒が不在でも問題ない）。

- ①生徒の通信環境に留意（事前に生徒等にアンケートなどで調査・協力）
- ②教育の質保証の観点から、生徒数は40名以内が原則
- ③質問や生徒による意見交換の機会の確保により対面と同等の効果



他クラス合同等で遠隔授業は可能なのか

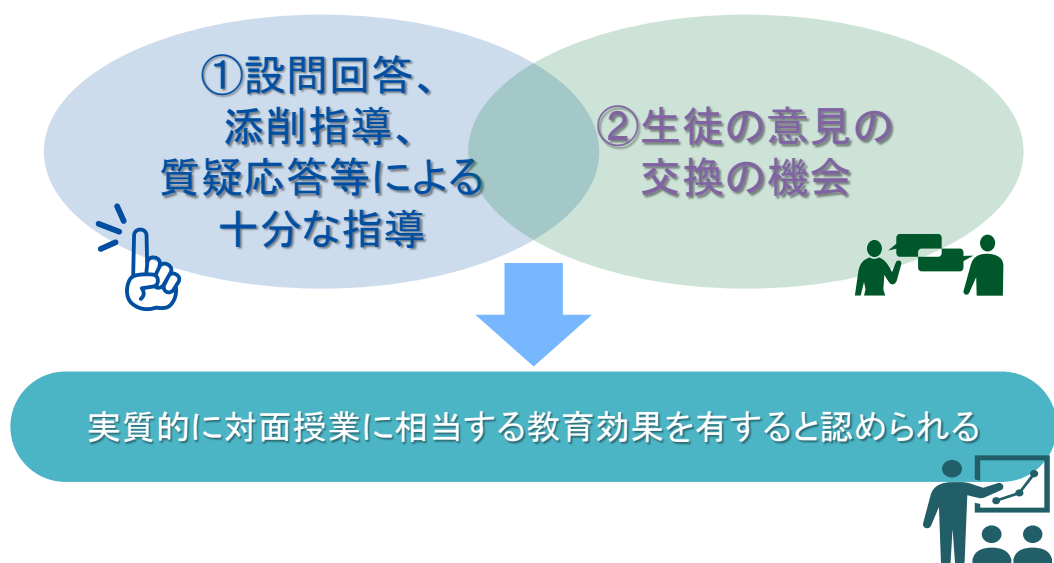
→Aクラスで対面、B、Cクラスで遠隔授業のような形も可能。

しかし、配信先の教室等に生徒の質問等に対応可能な人員（教員等）を配置する等して、生徒の学習状況の把握等を行えるようにするため、対面授業に相当する状況の維持に留意する必要がある。

（専修学校設置基準にて生徒数について定めているところだが、これは、一人の教員等が生徒一人一人の学習状況を見ることが可能な人数規模から考えられている）

■ 遠隔授業の定義について

- 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。
- 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所（専修学校設置基準第十四条の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの。
- 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する生徒の意見の交換の機会が確保されているもの。
(令和四年文部科学省告示第九十八号より)



● 同時双方向型の場合

授業の実施中に左記①②を行うことにより、実質的に対面授業に相当する教育効果が担保できているといえるのであれば、授業の終了後すみやかに①②の実施を求めることは必ずしも必要ではない。

● オンデマンド型の場合

授業配信中に左記①②を実施することが困難であることから、対面授業に相当する教育効果を担保するため、**授業の終了後すみやかに①②の実施を求めることが必要。**

参考：https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/20220621-mxt_ope01-2.pdf

(学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令等の施行等について(令和4年6月20日))



■ 通信制学科について

- 通信制の学科における授業は、**印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業と対面授業との併用**により行うもの。
- 修了要件
 - ・ **高等課程又は一般課程**： 1 3 単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が 2 3 単位を下回る場合にあつては、2 3 単位）
 - ・ **専門課程**： 1 7 単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が 3 1 単位を下回る場合にあつては、3 1 単位）
 - ・ 1 2 0 単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること
- 対面授業・・・対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（通信制の学科における添削等のための組織等）

第三十二条 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

（主たる校地から遠く隔たつた場所に設けられる施設における指導の体制等）

第三十三条 通信制の学科を置く専修学校は、**主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設（※）**を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

通信制設置数	
高等課程	7
専門課程	2 9
一般課程	2
総計	3 8

令和7年度学校基本調査

（※）平成24年文部科学省生涯学習政策局長通知において、通信制の学科を置く専修学校の主たる校地から遠く隔たつた場所に設置する、面接による指導を行うための施設をサテライト施設としている。

■専修学校設置基準

(同時に授業を行う生徒)

第六条 専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

(他の専修学校における授業科目の履修等)

第十条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第十一条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

(授業の方法)

第十三条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

参考条文②

■ 専修学校設置基準

(通信制の学科の授業時数)

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

(通信制の学科における授業の方法等)

第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらによ

り学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。

3 印刷教材等による授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

(主たる校地から遠く隔たつた場所に設けられる施設における指導の体制等)

第三十三条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

(設備)

第四十九条 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

第五十条 夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第五十一条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

■ 大学通信設置基準

(卒業の要件)

第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。